本号で公布された法令のあらまし

◇**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第一七一号）（内閣官房）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の施行期日は平成二七年一〇月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二八年一月一日とすることとした。

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一七二号）（経済産業省）

1　北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成二九年四月一三日までとすることとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日より北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十四日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成十九年十月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成二十一年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する閣議決定の変更について」（平成二十二年四月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十三年四月五日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十四年四月三日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十五年四月五日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○内閣告示第二号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第六条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情がある場合を次のとおり決定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日より北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十七年三月三十一日閣議決定）により特定船舶の入港禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第一項に基づく入港禁止の期間を平成二十七年四月十三日までの間から平成二十九年四月十三日までの間に変更したことその他諸般の事情を踏まえつつ、本年四月十四日から平成二十九年四月十三日までの間に、人道的観点から、北朝鮮内にある者に対して食料、医療品、衣料その他の人道目的上妥当な物資を輸送するために本邦に入港する必要がある場合を、同法第六条第一項に規定する特別の事情がある場合に該当するものと決定する。